



2023年7月24日

各 位

会 社 名 T O N E 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 野 大 司 郎
(コード番号：5967 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 井 上 昌 良
管 理 部 長
(TEL 06 - 6649 - 5967)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年8月29日開催予定の第88回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）及び変更案第39条（剰余金の配当の基準日）第2項を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第40条（中間配当）の削除を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 2023年8月29日
- (2) 定款変更の効力発生日 2023年8月29日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(自己の株式の取得)	
<u>第7条</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、</u>	(削除)
<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式</u>	
<u>を取得することができる。</u>	
第8条～第37条 (条文省略)	第7条～第36条 (現行どおり)
第6章 計算	第6章 計算
第38条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(新設)	
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当等の決定機関)
第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日と	<u>第38条</u> 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項</u>
する。	<u>各号に定める事項について、法令に別段の定めがある</u>
(新設)	<u>場合を除き、取締役会の決議によって定めることが</u>
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をするこ	<u>きる。</u>
とができる。	(剰余金の配当の基準日)
	第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日と
する。	する。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をするこ	2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日</u>
とができる。	<u>とする。</u>
	3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をする</u>
	<u>ことができる。</u>
(中間配当)	
<u>第40条</u> 当社は、 <u>取締役会の決議によって、毎年11月</u>	(削除)
<u>30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	
第41条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)